

令和3年度以降の森林環境税の在り方について

— 答申 —

令和2年9月

福島県森林審議会

はじめに

福島県は、森林が県土の7割を占める全国有数の森林県です。森林は、清らかな水、豊かな実りをもたらし、大地や海を育み、地球温暖化防止や生物多様性保全にも重要な役割を果たしています。私たちは、古くからこれらの森林の恵みによって物質的にも精神的にも、文化的にも豊かな生活を享受してきました。このような人と森林との関わりを、健全な姿で次世代に引き継ぐために、森林の維持管理を進めていくことは、私たちの大切な使命です。

福島県は、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へと引き継いでいくため、平成17年に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定しました。また、平成18年度からは森林環境税を導入し、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に努めてきました。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災による海岸防災林の流失や放射性物質の拡散により、現在も困難な課題が山積しています。また、県内の森林資源は充実し、伐って、使って、植えて、育てる持続可能な森林経営による森林の整備・管理を進めることも課題となっています。加えて、人と森林との関わりが疎遠になる中、里山の荒廃や、野生鳥獣による被害が多く見られております。その一方で、近年の災害の激甚化、多発化や、地球温暖化などの環境問題やSDGsなどの観点から、森林の有する多面的機能の発揮に対する期待が高まっています。

人と森林との絆を取り戻し、本県の森林をより良いものとするため、森林環境の適切な保全を図るとともに、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を浸透させ、県民一人一人が参画し、森林への一層の理解や関わりを深めることが必要であります。

本森林審議会は、令和2年4月14日に福島県知事から諮問を受けた、「令和3年度以降の森林環境税の在り方」について、とりまとめを行いました。

目 次

はじめに

第1 森林・林業の現状と課題

- 1 福島県の森林・林業の現状 1
- 2 福島県の森林・林業の課題 1

第2 森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価

- 1 取組内容 4
- 2 取組に対する評価 8

第3 次期対策にあたっての基本的な考え方

- 1 森林環境税の活用 10
- 2 国の森林環境税及び森林環境譲与税との役割分担 12
- 3 その他 13
 - ㊦ 次期対策の考え方 14

第4 森林環境税を活用した次期対策の提案

- 1 施策の内容 15
- 2 実施期間及び事業規模 17
- 3 森林環境譲与税との役割分担 17

(参考) 森林文化のくに・ふくしま県民憲章 19

第1 森林・林業の現状と課題

1 福島県の森林・林業の現状¹

本県の森林面積は97万3千ヘクタールで県土面積の71パーセントを占め、全国第4位の森林県であり、この内、個人や市町村などが所有する民有林が56万5千ヘクタールとなっています。民有林は人工林（民有林の36パーセント）を中心に本格的な利用期を迎えており、間伐を必要とする4から9齢級（16年生から45年生）は約3分の1であり、約半分は11齢級以上の高齢級林分となっています。

しかし、木材価格の低迷等により林業の担い手が不足し、森林整備が停滞しています。加えて、民有林の素材生産量は、年間成長量162万平方メートルに対して約3割の55万3千立方メートルと低水準にとどまっております。

また、本県における木材供給量に占める県産材の割合は64.5パーセント²となっています。県内素材生産量は東日本大震災により大きく落ち込みましたが、翌年度の平成23年度以降緩やかな増加傾向にあるものの、県内供給量に占める県産材の割合は伸び悩み、横ばい傾向にあります。

さらに、人と森林との絆が薄れたことや、集落などの居住区域と隣接する森林の境界が不明確になったことなどにより、里山の荒廃につながり、野生動物との棲み分け・生活圏の安全確保が困難となりました。

2 福島県の森林・林業の課題

(1) 森林整備の推進

森林環境の適正な保全のためには、水源かん養や山地災害防止機能などの多面的機能が特に高い区域内で荒廃が心配される森林において、森林整備を実施することが必要です。

このため、「県民一人一人の参画」によって、里山を含む森林環境の持続的管理と木材生産活動の活性化を支援することが課題となっています。

また、近年、台風による豪雨災害など、山地災害が多発しています。森林の持つ雨水等による土壌の浸食や流出を防ぐ機能や、森林の土壌が洪水を緩和する機能が高度に発揮されるためにも、森林整備を推進することが課題となっています。

(2) 森林資源の循環利用

¹ 森林面積等の数値は「令和元年福島県森林・林業統計書（平成30年度版）」から引用。調査時点は、「事業量」を表すものは平成30年度、「森林資源」については、令和2年3月31日現在ですが、これによらないものは、別途表示。

² 平成29年 木材需給実績

森林資源を活用し持続可能な社会づくりを実現するためには、充実した森林資源を持続的に循環利用することが重要です。

充実した資源を循環利用する時代となり、伐って、使って、植えて、育てる持続可能な森林経営による森林の整備・管理を進めていくことで、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう努めていくことが課題となっています。

(3) 津波と放射性物質拡散による森林の被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の大規模な津波によって、海岸防災林の約 6 割が流失するなど、森林の被害は未曾有の規模となりました。また、それに続く東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、森林を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような中、国や県による海岸防災林の復旧工事に加え、県民や企業、NPO などの団体などにより、海岸防災林の造成が進められております。また、放射性物質の影響により手入れ不足等から荒廃しつつある森林を対象に、放射性物質の拡散防止対策と森林整備を一体的に実施するなど森林再生に向けた取組が進められており、さらに推進する必要があります。

(4) 人と森林との絆の回復

森林は人々の生活に密接に関わってきた長い歴史を持っており、木材を始めとする林産物の供給のみならず、森林が育む豊かな水は、農業や水産業にも大きな恵みを与えており、地域に根差した酒造りなどの商工業にも大きな恵みを与えています。

また、人々の暮らしに身近な森林である里山においては、山菜等の食料や薪等の燃料など多くの生活資源を提供してきただけでなく、漆工芸品や桐箆筒、つる細工などの地域産業や文化の形成、特徴のある景観形成にも寄与してきました。

さらに、私たちは、森林の恵みを有効に利用する考え方とそのための知恵や技術、時には信仰など心の領域にも及ぶ「森林文化」を育み、また、生活工芸品や漆器などを利用する「木の文化」を受け継いできました。こうした文化は、自然との共生に欠かすことのできない貴重な財産として再認識し、次の世代へ引き継いでいく必要があります。

森林・林業の課題と懸念される県民生活への影響

森林・林業の課題	<ul style="list-style-type: none">○ 森林整備の停滞 水源林などの森林や里山林や竹林など身近な森林の荒廃。○ 素材生産量が低水準 民間施設や公共施設での県産材による木造・木質化及び、石油に代わる木質バイオマスの利用が促進されない。○ 東日本大震災と森林の被害 海岸防災林の流失や放射性物質の拡散により森林づくり意識醸成活動が停滞。○ 人と森林との絆の喪失 人々の森林づくりが停滞。漆工芸品や桐箆笥、つる細工などの地域産業や森林文化が衰退し、特徴のある景観が形成されない。
----------	---

懸念される県民生活への影響	<ul style="list-style-type: none">○ 水を蓄え・水を浄化する森林機能が発揮されない。○ 山崩れや洪水などの災害を防止する森林機能が発揮されない。○ 持続的な森林利用と保護による持続可能な社会づくりに向けた充実した資源の利用が進まない。○ 野生動物の生息域と人間の生活圏との緩衝帯としての森林機能が発揮されない。○ 二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する森林機能が発揮されない。○ 持続的な森林環境教育・学習・活動の場としての森林機能が発揮されない。○ 保健機能や森林レクリエーション機能が発揮されない。○ 「森林文化」「木の文化」が次の世代へ継承されない。
---------------	--

第2 森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価（平成28年度～令和2年度）

1 取組内容

県は、平成18年度から森林環境税条例を施行し、平成28年度からの第3期においては、水源のかん養、県土の保全等、県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、7つの施策分野による取組を実施³しています。

(1) 森林環境の適正な保全

【目的】

- ① 県民の飲み水に関わる「水源区域」における水源かん養や土砂災害防止機能など、森林の持つ多面的機能の向上
- ② 人と野生動物との共生や、生活圏の安全確保などの鳥獣被害対策
- ③ 森林の適正な管理と県民に向けた森林情報の発信と共有

【取組内容】

- ① 管理の行き届かなかった森林における間伐などの森林整備
- ② 地域住民が行う里山林整備の支援（第3期新規）
- ③ ふくしま森マップによる継続した情報発信と森林クラウド⁴の導入

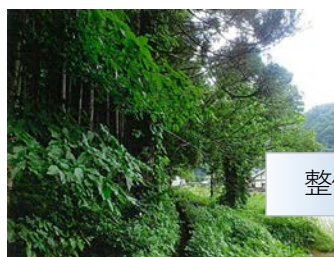
■ 森林整備（間伐）の実施



間伐後3か月



■ 里山林の整備



整備後



【実績】

- ① 平成28年度から令和元年度までに約4千ヘクタール⁵実施
- ② 令和元年度までに266ヘクタール実施
- ③ ふくしま森マップ閲覧者数の増加と森林クラウド活用による森林情報の共有化

(2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

³ 第3期森林環境基金事業実績 文末参考資料参照 p.21

⁴ 森林クラウド：ネットワークを経由したサービス（クラウド）上で、森林情報を一元的に管理するシステム。GISや地図情報を管理する機能を持つ。文末参考資料参照 p.23

⁵ 約4千ヘクタール：猪苗代湖の面積の半分弱。東京ドーム約850個分の面積。

【目的】

- ① 森林の多面的機能の発揮に向け、間伐及び間伐材利用を促進し、森林を守り育て、林業・木材産業の持続的な発展を図る。
- ② ふくしまの低炭素社会づくりに向けた木質バイオマス燃料の利用促進による二酸化炭素排出量の大幅削減を図る。
- ③ 公共施設等の木造・木質化により木とのふれあいを創出し「木育」を推進する。

【取組内容】

- ① 間伐材搬出の支援～山土場から原木市場等までの間伐材運搬経費や林内作業路開設費用の支援



■ 間伐材搬出の支援

- ②ア 民間住宅や事務所等へのペレットストーブや薪ストーブの導入支援

イ 県産材を活用した住宅の新築・増改築及び購入に対しポイント交付や地域住宅生産者の活動への支援



■ ポイント交付住宅

- ③ 公共性の高い民間施設を対象に、県産材の活用によるデザイン性、PR 効果の高い景観の創出、製品の設置・展示の支援や、児童生徒が木材製品に接する機会や木工工作を実施する機会の支援。東京 2020 大会選手村ビレッジプラザの建築部材として県産材を提供し、県産材の PR。

【実績】

- ① 作業路開設 732 キロメートル、間伐材搬出量 約 27 万立方メートル
- ②ア ペレットストーブや薪ストーブ 359 台導入
イ ポイント交付住宅棟数 1,225 棟
- ③ 県産材製品の設置は 12 件、小中学生を対象に木工工作の体験・指導が延べ 66 校、東京



■ 木とのふれあい創出

2020 大会選手村ビレッジプラザの建築部材 113 立方メートル使用。大会関連施設に県内小中学校児童生徒が関わり木製ベンチ 250 脚を製作。

(3) 市町村が行う森林^{もり}づくり⁶等の推進

【目的】 県民一人一人が参画する新たな森林づくりの推進

⁶ 「森林づくり」と表記されている場合の「森林」は、以降「もり」と読みます。

【取組内容】市町村が独自性を発揮し、創意工夫を凝らした森林整備や森林環境学習、県産材の利活用を展開できるよう、森林環境交付金により取組を支援

【実績】県内の666校（全体の72パーセント）の小中学校で森林環境学習を実施。集落周辺や街道沿線の森林の整備など、地域の課題に対応した森林整備の実施のほか、図書館や公民館等の市町村有施設や、小中学校や幼稚園等の保育施設において、県産材



■ 森林環境学習を支援（森林環境基本枠）



■ 県産材の利活用推進（地域提案重点枠）

を使った机や椅子等の導入や内装木質化などが実施された。

（4）県民参画の推進

【目的】

- ① 県民参加による森林づくりを一層推進する。
- ② 震災・原発事故以降に県民の森林づくり活動が停滞したため、希薄となった県民と森林との絆を取り戻すため、ふくしまの森林について県民が理解を深め、森林づくり意識の醸成を図る。
- ③ スギなどの花粉発生源対策への県民の期待に応える。
- ④ 緑豊かなふるさとの再生と復興に向け力強く歩む本県の姿や、未来へつなぐ希望の森林づくりを広く県内外に発信し、森林づくり意識醸成活動を推進。

【取組内容】

- ① 森林環境の重要性や林業の役割を学ぶ森林とふれあうフィールドの整備や、県民の森林環境学習を推進するための指導者の育成
- ② 森林認証の普及推進、子供たちが緑に触れる機会の提供、青年を対象とした森林に関する自己学習活動の支援。
- ③ 住民参加型の森林づくりによる花粉の少ないスギの植樹や、造成地に少花粉スギの苗木の供給などを実施。花粉症対策品種等の種子を確保に向けた取組。
- ④ 全国植樹祭の開催と理念を継承したふくしま植樹祭の開催。

【実績】

- ① ふくしま県民の森（大玉村）をはじめとする県内の施設において、間伐などの森林

整備と付帯施設の整備を実施。「もりの案内人」は73人⁷認定。県立学校41校では、森林の環境や役割等に関する体験学習を実施。

- ② 県内11市町村で8事業者が23,051ヘクタールの森林管理認証を取得。大学生等による森林自己学習では、23団体の活動を支援。
- ③ 花粉症対策品種の採種穂園を整備し、採種穂園から約6千本の苗木を供給。
- ④ 平成30年6月10日、上皇上皇后両陛下の御臨席の下、南相馬市の海岸防災林造成地にて第69回全国植樹祭ふくしま2018を開催。約8,000人が参加し、森林への理解を深め、ふれあうことができる取組を実施。

また、全国植樹祭の開催理念を引き継ぎ「ふくしま植樹祭 ABMORI」を開催。植樹活動を行い、未来へつなぐ希望の森林づくりを発信。



(5) ふくしまの森林文化の継承

【目的】

- ① 県内に受け継がれてきた森林文化を改めて見直し、現代生活に活かす。
- ② 特用林産物を広く県民に周知し理解を深め、普及と利用促進及び産業の活性化を図る。また、伝統文化を継承する人材を育成する。

【取組内容】

- ① 森林文化調査検討委員会の開催及び森林文化を記録した映像の作成と公開。出前講座（体験イベント）の開催。
- ② 後継者育成研修や伝統文化に関するイベントを開催。

【実績】

- ① 森林文化調査検討委員会を開催し、委員の意見を踏まえた森林文化記録映像を9本作成、県のホームページ等で公開。映像を活用した出前講座を9回実施。
- ② 特用林産物に関するイベント及び研修実施 開催回数 55回、参加者805人。新たに桐材のサッシ（窓枠）や桐材の贈答用酒箱など4種類の製品を開発。

⁷ 平成28年度から令和元年度までの認定者数

(6) 森林環境の調査

【目的】東北地方太平洋沖地震と原発事故により希薄となった森林と県民の絆の回復に向け、地域生活と密着した森林文化を伝承するため、県内の森林の状況把握と県民に向けた発信を行う。

【取組内容】森林環境交付金事業で市町村が導入した木造施設や木製備品について、利用者等にアンケートを実施し、調査結果を取りまとめ、広く周知する。

【実績】木の良さ調査は小学校4校を対象に実施。木製設備導入調査は幼保施設、小学校併せて20施設で実施。県内の市町村、幼保施設、小学校に配布。巨樹・巨木調査は県内222件を対象に実施。調査結果をパンフレットとしてまとめ市町村に配布。

(7) 森林環境基金の運営

【目的】森林環境基金を適正に管理し、県民の参画と透明性の確保を図る。

【取組内容】森林の未来を考える懇談会の開催。県民の森林環境税に対する意見や提案等を調査し、次期、森林環境税の在り方を検討する。

【実績】森林環境税関連施策の効果・効率的な展開に努めるとともに、第三者機関である「^{もり}森林の未来を考える懇談会」を毎年度2から4回開催し、森林環境税を財源とする取組に対する意見や評価などを行い、施策の実効性の確認や透明性の確保。

また、令和元年10月3日には、これまでの森林づくりによって培われてきた豊かな森林を、次世代を担う未来の子供達へ引き継ぎ、「みんなで 未来につなぐ 希望を森林づくり」により、県民一人一人が森林づくりを支え、参加し、積極的に展開することとした「森林づくりの提言」を取りまとめた。

さらに、令和2年3月27日には、森林環境税について、現在の7つの施策展開の継続、拡充により制度を継続すべきとする「森林環境税を活用した取組に対する意見」を取りまとめた。



■ 森林づくりの提言

2 取組に対する評価

(1) 森林環境の適正な保全

森林は適期に間伐等の整備を行う必要があるが、原子力発電所事故の影響や林業労働力の不足などにより十分に実施されず、森林整備の面積は目標の75パーセントにとどまっています。引き続き森林整備の実施が必要であります。

また、第3期からスタートした里山林の整備は、鳥獣被害等の関心の高さから要望が多い事業で、農業サイド等との連携により実施され、地域住民による継続的な森林づくりの更なる事業拡大が求められています。

更に、県と市町村が森林情報を共有するシステムが導入され、森林の適正管理が図

られています。

(2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

間伐材搬出やそのための路網整備により、これまで森林内に放置されていた間伐材の有効利用が図られています。

また、県産材を使用した住宅の普及に向けたセミナーの開催や、ペレットストーブや薪ストーブの導入促進など様々な取組が行われ、木材の利活用が推進され、住宅産業をはじめとした地域経済の活性化にも寄与しました。

(3) 市町村が行う森林づくりの推進

市町村の森林環境交付金を活用した取組により、児童生徒を対象とした森林環境学習や地域の森林整備、住民に身近な施設における県産材の利活用が推進されています。

(4) 県民参画の推進

森林環境学習の場の整備や、森林とのふれあいを通じて森林の役割や重要性を県民に広く伝える「もりの案内人」を養成するなど、県民参加による森林づくりの推進に必要な環境整備が図られています。

また、県民参加の森林づくりは、多くの県民が参加した全国植樹祭の開催や、開催理念がふくしま植樹祭に継承されたことで、一層推進されています。

(5) ふくしまの森林文化の継承

森林文化記録映像の作成と県のホームページでの公開、出前講座や、漆工芸や桐材製品などの特産林産物に関する後継者育成研修などにより、ふくしまの森林文化の継承に寄与しました。

(6) 森林環境の調査

森林環境交付金事業で市町村が導入した木造施設や木製備品について、利用者等に木の良さに関するアンケートを実施し、調査結果を取りまとめて配布することにより、森林や木材に対する理解を深められるとともに、「木育」による森林環境教育の推進が図られています。

(7) 森林環境基金の運営

森林の未来を考える懇談会が開催され、森林環境税を財源とする取組に対し幅広く意見や評価がなされており、適正な執行と透明性を確保が図られています。

また、「森林づくりの提言」や「森林環境税を活用した取組に対する意見」が取りまとめられるなど、森林環境税制度の運営について大きな役割を果たしています。

第3 次期対策にあたっての基本的な考え方

本県森林資源が本格的な利用の時期を迎える一方、木材価格の低迷や過疎化など従前からの課題に加え、東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所事故からの復旧・復興という新たな課題に直面する本県の森林・林業においては、森林の適正な保全により持続可能な社会を形成するとともに、人と森林との絆や、森・川・海にわたる地域間の絆、森林を守り育てていく世代間の絆の回復に力強く取り組んでいく必要があります。

令和3年度以降の森林環境税についての県民の意向を確認するため、昨年、県が実施した県民アンケート調査⁸において、各界・各層から約1万件の貴重な回答が寄せられ、森林環境の維持・保全に対する県民の関心の高さがうかがわれます。

この結果は、令和3年度以降の森林環境税による取組について「継続すべき」との意見が92パーセントを占め、この内、「新たな取組を加えて継続」が37パーセントで、多くの県民が継続の意向でした。

また、県内8方部で開催された県民から直接意見を聴く森林づくりタウンミーティング⁹において、「制度の枠組み・継続」の意見が最も多く23パーセントで、森林環境税の制度継続の意見要望が多数あり、継続反対の意見はありませんでした。

市町村・関係団体のアンケート¹⁰では、「現在のまま継続して取り組むべき」との意見が70パーセントで、「新たな取組を加えて継続」が27パーセント、合計で97パーセントが継続を要望しています。

本審議会は、既存施策の検証と評価及び、県民アンケート調査等の結果を踏まえ、森林文化のくに・ふくしま県民憲章¹¹に謡う「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」の基本理念のもと、県民一人一人が森林の重要性と果たすべき役割について改めて認識し、森林環境の適正な保全と森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するため、森林環境税による取組を現行の7つの主要施策の展開により継続すべきと判断します。

また、制度継続にあたっては、施策の取組内容を踏まえ、6つに整理統合し、施策ごとに次の点に留意すべきです。

1 森林環境税の活用

(1) 森林環境の適正な保全

⁸ 令和元年10月24日～令和元年12月25日に実施。回答数9,489件。文末参考資料参照 p.22

⁹ 令和元年10月24日～令和元年11月19日に県内8地区で実施し、309名が参加。文末参考資料参照 p.22

¹⁰ 令和2年1月14日～令和2年1月31日に県内59市町村及び、森林・林業・森林づくり関係団体35団体に対し実施。文末参考資料参照 p.22

¹¹ 豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継ぐため、平成17年11月20日に制定されました。

原子力発電所事故の影響や林業労働力不足等により、依然として県内の森林整備活動は停滞しており、県民アンケート調査においても、「森林環境の適正な保全」を求める意見が多くを占めていることから、手入れが行き届かず荒廃した森林や、水源かん養などの森林の有する多面的機能の低下が懸念される森林、既に間伐を実施した森林などにおいて、機能を向上させるために積極的な森林整備及び再造林に取り組むことが必要であり、そのための路網整備の取組が必要です。

また、花粉症対策苗木による造林を進めるため、種子確保に向けた取組が必要です。

さらに、森林の適正管理に向けて、県と市町村が共有する森林情報の充実が必要です。

(2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

森林において生産された木材を有効に活用し、森林資源の適正な循環利用を確保するため、森林認証制度¹²の普及推進に取り組むことが必要です。

また、木材需要の一層の拡大による持続可能な社会づくりを進めるため、住宅や公共建築物、森林学習教育施設等の木造・木質化や木質バイオマスなど木材の利活用に向けたサプライチェーンの構築や製品開発などを推進する必要があります。引き続き、年々充実する森林資源の積極的な利活用など林業成長産業化を図り、持続可能な社会づくりに、継続して取り組むことが必要です。

(3) 県民参画の推進

森林を県民全体で支える意識を醸成するため、森林ボランティア団体や企業などの森林づくりによる社会貢献活動を継続的に支援するとともに、森林環境学習などの指導者の育成や活動支援などに、より一層積極的に取り組むことが必要です。

また、原子力発電所事故の影響により減少した森林と人とのふれあい活動を回復するため、県民が様々な形で森林とふれあう機会の提供や、全国植樹祭の開催理念を継承したふくしま植樹祭を継続して開催するなど、県民参画による森林づくりを浸透・拡大する取組を継続して実施することが必要です。

さらに、インターネットを活用した県民向けサイト「ふくしま森まっぷ」の活用により、森林情報を発信し、意識の醸成を図ることが必要です。

加えて、令和元年10月、「森林づくりの提言」が県に提出されました。これを踏まえて、継続的な森林環境教育・学習・活動の推進に向け、幼少期から成人、高齢者に至るまで広い世代が参加する森林づくり意識醸成活動を推進するため、幼稚園児や保育園児、保護者などを対象とした取組が必要です。

¹² 第三者機関より、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に対して与えられる認証。

特に、教育現場の意見や要望の調査結果を踏まえた教育資材を制作し教育現場に導入することで、全ての世代への森林環境教育実施に向けた支援が重要と考えます。

県民参画を推進するために、森林整備による公益的機能や、木材利用によりもたらされる環境への効果等について県民の理解促進を図るため、調査研究を進める必要があります。

今後も、森林づくりの参加者や教育現場の意見や要望等への調査を継続し、意識の醸成を図っていくことが必要です。

(4) 市町村が行う森林づくり等の推進

地域に密着した市町村が自ら行う取組は極めて重要であることから、小中学校児童・生徒等を対象とした森林環境学習や、地域の特色ある森林づくり、病虫害の未然防止などのための里山や竹林の整備、地域における公共施設等の木造化などの市町村の独自性を持った取組を支援することが必要です。

(5) ふくしまの森林文化の継承

先人たちが、生活を通じた森林との関わりのなかで育み、郷土に受け継がれてきた貴重な森林の文化や木の文化を、県民の財産として次世代に引き継いでいくための取組を進めることが重要であり、今後も、地域に根ざした森林文化の保存や一般県民等へ分かりやすい形で継承する取組が必要です。

(6) 森林環境基金の運営

森林の未来を考える懇談会による評価を受け森林環境税を活用した取組の透明性・平等性を確保するとともに、県民の森林環境基金制度への理解を促進するため、広報活動を充実する必要があります。

2 国の森林環境税及び森林環境譲与税との役割分担¹³

平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。この法律は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定されました。法律に基づく市町村及び県の森林環境譲与税の用途は次のとおりとなっています。

(1) 国の森林環境税

- 令和6年度から課税する。

¹³国の森林環境税及び森林環境譲与税との役割分担 文末参考資料参照 p.24

(2) 森林環境譲与税

- 毎年度、9月及び3月に県及び市町村に譲与され、令和元年9月から譲与が開始されている。
- 市町村の使途 ～ 間伐等の森林の整備に関する施策、及び、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策。
- 県の使途 ～ 市町村が実施する前項に掲げる施策の支援に関する施策、及び、市町村が実施する前項に掲げる施策の円滑な実施に資するための施策。

これらを踏まえ、国の森林環境税及び森林環境譲与税と福島県森林環境税の役割を明確にし、取り組む必要があります。

3 その他

東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所事故からの復旧・復興には、原則として、国庫補助事業や原子力損害賠償など、県民自らの負担によらない財源を充当すべきものと考えます。

また、県民への空間線量や放射性物質対策に関する正確な情報発信をさらに充実することが求められます。

【基本理念】 豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造

森林環境の保全

【基本目標】

森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

＜施策1＞ 森林環境の適正な保全

- ◎ 水源区域、水源かん養機能又は土砂災害防止・土壌保全機能などの機能が特に高い区域内の森林整備及び再造林を進めるための路網整備の推進
- ◎ 広葉樹林や既に森林整備を実施した森林の機能向上のための整備の実施
- ◎ 里山林の整備と里山林を活用した交流
- 花粉症対策品種の種子確保に取り組み、苗木の供給を実施
- 適正な森林管理に向けた森林 GIS やふくしま森林クラウドによる森林情報の管理と共有及び発信

＜施策4＞ 市町村が行う森林づくり等の推進

- ◎ 地域住民の森林づくりへの参画促進や、幼少期の「木育」、森林文化伝承の研修会の実施
- ◎ 森林環境教育や活動フィールドなどの森林情報の適正管理の実施
- ◎ 学校林や身近な森林を活用した森林環境教育・学習・活動の実施
- 荒廃が懸念される森林整備や、身近な里山林の整備、住民生活の安全確保のための森林整備
- 公共施設や森林環境学習施設等の木造・木質化や、木質バイオマス利活用の取組の推進

＜施策3＞ 県民参画の推進

- ◎ 森林づくり意識醸成活動の推進
- ◎ 森林づくりフィールドの整備、積極的な活用促進に向けた施策
- ◎ ふくしま植樹祭の継続開催等による森林づくり意識醸成活動の推進
- ◎ 「森林づくりの提言」を踏まえた森林環境教育の実施
- 継続的な森林環境教育・学習・活動の推進
- 森林づくり指導者の育成
- 様々な実施主体が役割分担をもって森林づくりを実施
- 森林環境の調査～木材の利活用による効果調査を「木育」に活用

＜施策2＞ 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

- ◎ 地球温暖化防止に向けて県産材の住宅等への利用
- ◎ 間伐材など未利用木材のバイオマス燃料の利用拡大による低炭素社会の実現
- 木材の利活用に向けたサプライチェーンの構築や新たな製品開発などの取組の推進
- 公共施設や住宅建築物の木造化の推進

＜施策5＞ ふくしまの森林文化の継承

- ◎ 森林や木材に関する文化の収集及び情報発信
- 森林や木材に関する文化の継承活動の推進

＜施策6＞ 森林環境基金の運営

- 森林環境基金制度への理解の促進
- 森林環境基金の適正な運営

◎：重点的に取り組む事項
○：継続して取り組む事項

第4 森林環境税を活用した次期対策の提案

私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるように守り育て、次世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮はもとより、従来の森林・林業の課題に加え、東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所事故の影響により希薄となった、森林と人、世代間、地域間の絆を回復する必要があると考えます。

本審議会は、令和3年度以降の森林環境税の取組に対する県民等からの強い声を基に、森林の恩恵を受けているすべての県民の理解と協力を得ながら、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に引き続き取り組むため、次のとおりに施策の展開を行っていくことを提案します。

1 施策の内容

(1) 森林環境の適正な保全

水を蓄え・水質を浄化する森林の機能や、土砂の崩壊を防ぎ雨水等による土壌の侵食や流出を防ぐ森林の機能、地球温暖化を防止する森林の機能など、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、次の取り組みを行う。

- ① 水源区域、水源かん養機能又は土砂災害防止などの森林の有する多面的機能が特に高い区域内の、森林施業の集約化による森林整備や再造林の実施に努める。
- ② 低コストの路網整備と併せ、継続的な森林整備を促進するための耐久性のある路網整備に努める。
- ③ 森林の有する多面的機能を高度に発揮するため、広葉樹林化による多様な森林資源への誘導や、既に森林整備を実施した森林の機能向上のための整備など、森林の適正な保全・管理に努める。
- ④ 里山林においては、人々の生活圏と野生鳥獣の生息地との間の緩衝帯整備などの鳥獣害対策や、景観整備、危険木整理を実施し、地域住民と都市住民との交流の場としての利活用を図る。
- ⑤ 花粉症対策苗木による造林を進めるため、種子の確保に努める。
- ⑥ 森林GISやふくしま森林クラウドの電子地図を活用した森林資源等の森林情報の発信・適正な管理及び、県と市町村との森林情報の共有を図る。

(2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

間伐材などの森林資源の有効活用と、県産材の利用拡大による林業成長産業化の実現に向けて次の取組を行う。

- ① 地球温暖化防止に向けて、県民の木材利用に対する意識を醸成するとともに、県産

材の住宅等への利用や木質バイオマスの利用により木材使用量を拡大し、低炭素社会の実現に努める。

- ② 収穫期を迎えた大径材等の利活用に向け、素材生産業者や一次加工製材工場等によるサプライチェーンの構築や、新たな木材の利活用に向けた製品開発等に努める。

(3) 県民参画の推進

全ての世代・地域の県民が森林づくり意識醸成活動に関わる機会を創設するため、次の取組を行う。

① 森林環境の調査

森林に対する県民の理解を深めるため、森林整備や木材利用によりもたらされる環境への効果について調査を行い、県民に向け情報発信を行う。

② 森林づくり指導者の育成

森林環境教育プログラムを作成するとともに、「もりの案内人」¹⁴や「グリーンフォレスト」¹⁵などの指導者の養成及び、フォローアップ研修や安全管理研修を実施

③ 様々な実施主体が役割分担をもって森林づくりを実施

個人・家庭、企業、NPOなどの団体、行政機関など、様々な実施主体が各々の役割をしっかりと担い森林づくりを実施

④ 森林づくり意識醸成活動の推進

ふくしまの森林を身近なものとするため、森林の恵みにより生活が支えられていることを再認識し、森林づくりの大切さを考えるきっかけとなる普及活動を行う。

- 森林づくりフィールドの整備、積極的な活用促進に向けた施策

- 森林づくりの心を育むためのコンクール・イベントの開催

- ふくしま植樹祭の継続開催等による森林づくり意識醸成活動の推進

- 森林づくりを通し、複合災害からの復興再生に取り組む福島の今を広く発信し、共感の輪を一層広げていく普及活動の実施

⑤ 継続的な森林環境教育・学習・活動の推進

幼少期から成人、高齢の参加者に至るまで広い世代が参加する森林づくり意識醸成活動を推進するため、新たな生活様式を取り入れ、それぞれの世代に即した森林環境教育・学習、森林環境活動を提供する。

- 「森林づくりの提言」を受け、教育現場の意見や要望の調査結果を踏まえた活動プログラムや教育資材を制作し教育現場に導入することで、全ての世代への森林環境教

¹⁴ もりの案内人：森林とのふれあいを通して森林の重要性等を県民に伝えるボランティアの指導者。「もりの案内人養成講座」受講後、合格者を県が認定。

¹⁵ グリーンフォレスト：森林整備活動等において林業の重要性や技術などを広く県民に伝えるボランティアの指導者。「森林ボランティアリーダー育成講座」受講後、合格者を県が認定。

育実施に向けた支援。

- 里山保育、森のようちえん、「木育」等、幼少期の情操教育に寄与する取組の実施
- 次代を担う「緑の少年団」の育成に向け、教育機関と連携し、その活動を推進するとともに、森林環境教育指導者の派遣による学校林を活用した森林教室の企画などの取組を積極的に実施
- 高校生や大学生には、より専門的知識の習得を目的とした森林環境学習の機会を提供し、社会人にはライフスタイルに応じた森林環境活動などへの参加を促進

(4) 市町村が行う森林づくり等の推進

市町村が、独自性を発揮して創意工夫を凝らしたきめ細やかな森林づくり事業を展開するため、市町村が自ら次の取組を実施する。

- ① 地域住民の関心を高め森林づくりへの参画を促進する事業や、幼少期の「木育」、森林文化伝承の研修会の実施。
- ② 住民参画による森林環境教育、ボランティア活動フィールドなどの森林整備、及び森林の適正管理の実施。
- ③ 学校林や身近な森林を活用した森林環境教育・学習・活動の実施。
- ④ 森林の多面的機能を高めるための荒廃が懸念される森林整備や、身近な里山林の整備、住民生活の安全確保のための森林整備を実施。
- ⑤ 公共施設や森林環境学習施設等の木造・木質化や、木質バイオマス利活用の取組の推進。

(5) ふくしまの森林文化の継承

地域に根差した森林文化について、大学等の研究機関や文化団体等と連携し、調査発掘に努め、次世代に引き継いでいく取組を行う。

(6) 森林環境基金の運営

引き続き、第三者機関による森林環境税を活用した事業に対する意見の聴取や評価等を行い、取組への県民の参画と透明性の確保を図るとともに、県民の強い要望に応じるため、森林環境税を活用した取組の積極的な広報を行う。

2 実施期間及び事業規模

森林環境税を活用した今後の事業規模は、6つの主要施策により現行制度と同程度とし、実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とすることが適当と考える。

3 森林環境譲与税との役割分担

平成31年4月に施行された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」は、地球温暖化防止等を図るため、県や市町村における森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された。その用途は、間伐等の「森林整備」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等、「森林整備の促進に関する費用」とされている。

森林環境譲与税を活用した取組と県の森林環境税を活用した取組との役割分担においては、それぞれの制度の趣旨を踏まえ、次の点に留意し実施すること。

- ①「森林整備」については、2つの制度において対象となる森林が異なり、森林環境譲与税を活用した取組は、森林所有者が自ら管理が困難で市町村に管理を委託した森林が対象となり、県の森林環境税を活用した取組は、水源区域や水源かん養機能等が特に高い区域内の荒廃が心配され、森林所有者が自ら管理する森林を対象としている。2つの制度の役割分担により実施し、森林整備を一層推進すること。
- ②市町村が行う森林環境基金を活用した取組は、森林環境譲与税の「木材利用の促進」「普及啓発」の取組と調整を図ること。
- ③主に「森林の整備を担う人材の育成・担い手の確保」については、森林環境譲与税を活用し実施すること。

4 その他

令和2年9月11日付け、福島県地方税制等検討会「森林環境税に関する検討報告書」において、下記の項目について検討結果が示されたことから、この意見に留意して実施すること。

- 森林環境譲与税による施策との差別化及び県民の分かりやすさのため、森林環境税の名称について、検討されたい。

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

平成 17 年 11 月 20 日制定

(前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、畏れ敬い、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切にす優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や畏れ敬う気持ちを忘れ、母なる森林やそこに棲む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切です。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、この憲章を制定します。

(本文)

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につなぎます。